

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

全国各地において異常な大雨に見舞われ、土砂災害が相次ぎ、死者や行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生している。北海道でも宗谷管内礼文町で高さ 50 メートル、幅 50 メートルにわたり崩れた土砂が住宅を直撃し 2 人が亡くなった。また、河川の氾濫によって家屋・商店・農作物・工場などが浸水し、市民生活や営業にも大きな影響を及ぼしている。

これほどの大災害が起きてしまったのは「1 時間の雨量が 100 ミリを越すような記録的な豪雨」「50 年度に 1 度の大雨」ということもあるが、共通した問題として、大雨に対する対策が遅れていることである。土砂災害警戒区域の指定作業の遅れ、警戒区域に指定するための現地調査の未実施、砂防ダム整備・河川整備の遅れ、避難指示・避難所の受け入れ体制づくり等々、災害に襲われた際に被害を最小限に食い止める対策とその後の対応を改善することが求められている。

土砂災害の対策で最も大切なことは、危険箇所を周知し、避難対策を立てることと施設整備を行うことである。

北海道には約 12,000 カ所もの土砂災害危険箇所があるが、法律に基づき指定する「土砂災害警戒区域」は約 1,400 カ所、指定率は全国でも最低水準の 12% で、釧路市の指定率も 30% にとどまっている。

警戒区域に指定されると、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害発生時の避難路や避難所などを記載して、ハザードマップを作成、さらに、特別警戒区域に指定されると、宅地開発が許可制になるなど土地利用の規制等の対策が講じられる。

海に囲まれた北海道には、礼文町のように海沿いの崖下に居住する地域が多数点在することからも、警戒区域に指定するための現地調査を急ぎ、その結果を住民に周知することが求められる。また、河川についても点検を行い、氾濫の危険性がある箇所を整備することも急務である。

よって、国においては、今回のような大災害が全国どこでも起こり得ることを前提に、災害を防ぐ対策を抜本的に見直し、警戒を強めるため、以下の対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 警戒区域指定促進に必要な危険箇所調査に伴う事業費の国庫負担割合(現在 3 分の 1)を増額すること。
- 2 危険区域の施設整備を行い、対策を強めること。
- 3 すでに危険区域に建設されている住宅に対し、全国各地で実施している「宅地防災工事助成制度」などの制度を創設すること。
- 4 河川整備費を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} 宛